

附則別紙 1

第 1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第 56 条（基本使用料等の支払義務）及び料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用																		
(1) 契約申込の承諾	第 20 条（契約申込の承諾）第 6 項の規定について、同項の表を下欄の A に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。																	
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">読み替える規定</td> <td>ア</td> <td colspan="2">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>カテゴリー</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>第 1 種 LTE デュアルに係るもの</td> <td>I</td> <td>カケホ (CP)</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	読み替える規定	ア	基本使用料の料金種別		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>カテゴリー</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>第 1 種 LTE デュアルに係るもの</td> <td>I</td> <td>カケホ (CP)</td> </tr> </table>	区分	カテゴリー	基本使用料の料金種別	第 1 種 LTE デュアルに係るもの	I	カケホ (CP)						
読み替える規定	ア		基本使用料の料金種別															
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>カテゴリー</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>第 1 種 LTE デュアルに係るもの</td> <td>I</td> <td>カケホ (CP)</td> </tr> </table>	区分	カテゴリー	基本使用料の料金種別	第 1 種 LTE デュアルに係るもの	I	カケホ (CP)											
区分	カテゴリー	基本使用料の料金種別																
第 1 種 LTE デュアルに係るもの	I	カケホ (CP)																
(2) 基本使用料等の支払義務	第 56 条（基本使用料等の支払義務）第 1 項の規定について、同項第 2 号のイを下欄の A に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。																	
	読み替える規定	ア 次表に定める料金種別の基本使用料																
		<table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>第 1 種 LTE デュアルに係るもの</th> <th>カテゴリー I</th> <th>カケホ (CP)、シニアプラン</th> </tr> <tr> <td></td> <th>第 2 種 LTE デュアルに係るもの</th> <th>カテゴリー I</th> <th>シニアプラン (V)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>第 1 種 LTE シングルに係るもの</th> <th>カテゴリー I</th> <th>LTEフラット for Tabs</th> </tr> <tr> <td></td> <th>第 3 種 LTE シングルに係るもの</th> <th>カテゴリー I</th> <th>LTEフラット for Tabs (L)</th> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	第 1 種 LTE デュアルに係るもの	カテゴリー I	カケホ (CP)、シニアプラン		第 2 種 LTE デュアルに係るもの	カテゴリー I	シニアプラン (V)		第 1 種 LTE シングルに係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for Tabs		第 3 種 LTE シングルに係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for Tabs (L)
	基本使用料の料金種別	第 1 種 LTE デュアルに係るもの	カテゴリー I	カケホ (CP)、シニアプラン														
		第 2 種 LTE デュアルに係るもの	カテゴリー I	シニアプラン (V)														
		第 1 種 LTE シングルに係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for Tabs														
	第 3 種 LTE シングルに係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for Tabs (L)															
	起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日																
	起算終了日	契約の解除があった日を含む料金月の末日																
(3) LTE サービスの基本使用料の料金種別の選択等	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(4)の規定について、A 並びにサの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄の A 並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。																	
	読み替える	ア LTE サービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 LTE デュアルに係るもの																
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </table>	区分	基本使用料の料金種別															
区分	基本使用料の料金種別																	

る 規 定	カテゴリー I	カケホ (CP)
		シニアプラン
	(イ) 第2種LTEデュアルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	シニアプラン (V)
	(ウ) 第1種LTEシングルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	LTEダブル定額 for Tab
		LTEフラット for Tab ds
	(エ) 第3種LTEシングルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	LTEフラット for Tab ds (L)
	イ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	(ア) LTEデュアルに係るもの	
	区分	変更後の基本使用料の適用
① ②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の購入同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。	
② LTEプラン、オフィスケータイプラン及びカケホ (CP) の間の変更、LTEプラン (V) 及びオフィスケータイプラン (V) の間の変更並びにカケホ (ケータイ/V) からオフィスケータイプラン (VK) への変更 (特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) 又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii) の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。) の場合	その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。	
(4) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の	料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (5) の規定について、ア及びエの表をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
読	ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種	

取扱い (2年契約、2年契約(自動更新なし))	み替える規定	別に応じて、2-1-1の(2)に規定する料金額を適用します。		
		イ		
		区分	基本使用料の料金種別	
	LTE契約に係るもの	第1種 LTE デュアル	カテゴリーI	カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、カケホ(CP)
カテゴリーII			シンプル、カケホ、スーパーカケホ	
第2種 LTE デュアル		カテゴリーI	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)	
		カテゴリーII	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)	
	au契約に係るもの		カケホ(3Gケータイ・データ付)、カケホ(3Gケータイ)	
(5) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用(スマートフォン割引)	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(6)の規定について、アの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(イ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	ア 障がい者等に係る基本使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者が料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(6)のアの(ア)の適用条件のいずれかに該当する者(以下「障がい者等」といいます。)である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 (イ) 料金額		
		1契約ごとに月額		
		区分	基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
	第1種LTE デュアル	カテゴリーI	カケホ(CP)	2,500円
			シニアプラン	3,980円
	第2種LTE デュアル	カテゴリーI	シニアプラン(V)	3,980円
(6) 複数回線複合割引の適用(家族割、法人割)	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(7)の規定について、アを下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	ア 複数回線複合割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線(第2種定期LTE契約に係るもの、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使		

	定	<p>用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に0.25を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="464 237 1465 450"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアルに係るもの</td> <td>カテゴリー-I</td> <td>カケホ(CP)、シニアプラン</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアルに係るもの</td> <td>カテゴリー-I</td> <td>シニアプラン(V)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリー-I	カケホ(CP)、シニアプラン	第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリー-I	シニアプラン(V)
区分		基本使用料の料金種別									
第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリー-I	カケホ(CP)、シニアプラン									
第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリー-I	シニアプラン(V)									
<p>(7) 契約者を単位とする基本使用料割引Iの適用(グループディスカウト)</p>	読み替える規定	<p>料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(8)の規定について、アの柱書及び(ウ)並びにイの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(ウ)並びにイの柱書及び(イ)を読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群((ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(7)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別</p> <table border="1" data-bbox="464 987 1465 1200"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ(CP)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの</p>	基本使用料の料金種別	カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ(CP)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)							
基本使用料の料金種別											
カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ(CP)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)											
<p>(8) 契約者を単位とする金額指定割引の適用(まるごとビジネス割引)</p>	読み替える規定	<p>料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(10)の規定について、アの(エ)並びにイの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄の(ア)並びにイの柱書及び(イ)を読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア 割引率</p> <table border="1" data-bbox="464 1697 1465 1827"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー-Iのカケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)</td> <td>35.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン</p>	基本使用料の料金種別	割引率	カテゴリー-Iのカケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)	35.7%					
基本使用料の料金種別	割引率										
カテゴリー-Iのカケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)	35.7%										

		ン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの								
(9) LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用		料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(19)の規定について、オの次に下欄の規定を加えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。								
	加える規定	カ LTEシングルの契約者回線(料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)又は(29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がLTEダブル定額forTabのものに限ります。)の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信(海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びに特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る累計課金対象データ量が512,000バイト(500キロバイトといえます。)未満の場合、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。								
(10) テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用		料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(20)の規定について、イを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。								
	読み替える規定	ア LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合(特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額20又はデータ定額30に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額20(V)又はデータ定額30(V)に限ります。)の適用を受けている場合を除きます。)、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアルに係るもの</td> <td>カテゴリーI</td> <td>シニアプラン</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアルに係るもの</td> <td>カテゴリーI</td> <td>シニアプラン(V)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーI	シニアプラン	第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーI
区分		基本使用料の料金種別								
第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーI	シニアプラン								
第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーI	シニアプラン(V)								
(11) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(アスマートバリュー)		料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)の規定について、ア、エの柱書及び(イ)、コの柱書、(ア)及び(イ)並びにトをそれぞれ下欄のア、イの柱書及び(イ)、ウの柱書、(ア)及び(イ)並びにエに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。								
	読み替える規定	ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(割引対象回線(料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)のイに定めるものをいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の2において同じとします。)及び1の判定用回線(同(24)のウに定めるものをいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の2において同じとします。)により構成される回線群をいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の2において同じとします。)を構成する契約者回線(本割引を選択するものに限ります。)について、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別に応じて、次のいずれかの取扱いを行うことをいいます。 (ア) (イ)以外の場合								

その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされる a u ( L T E ) 通信サービスの料金（基本使用料（ L T E プラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプラン V K ( ケータイ ) 、カケホ ( C P ) 、 L T E プラン ( V ) 、オフィスケータイプラン ( V ) 又はオフィスケータイプラン ( V K ) のものを除きます。）、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（ a u 国際通話及び国際 S M S 送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（料金表第 3 ( データ通信料 ) 1 ( 適用 ) ( 6 ) の 3 に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限り、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及び a u スマートサポート接続サービス利用料に限り、及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うこと。

① ②以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	1,410 円
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円

② その料金月の末日における基本使用料の料金種別がシニアプラン又は若しくはシニアプラン ( V ) である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円

(イ) その料金月の末日における基本使用料の料金種別が L T E ダブル定額 f o r T a b である場合

その契約者回線に係る基本使用料（ L T E ダブル定額 f o r T a b のものに限り、）について、次表に定める額（基本使用料の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料の額とします。）の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円

イ 本割引は、 L T E サービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン ( V ) 、シニアプラン ( V ) 、 L T E フラット f o r T a b 、 L T E ダブル定額 f o r T a b 、 L T E フラット f o r D A T A ( m ) 、 L T E フラット

	<p>ト for Tab (L) 又は LTEフラット for DATA (m/L) のもの</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。</p> <p>(ア) その契約者回線 (LTEデュアルに係るものに限ります。) について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) でないとき。</p> <p>(イ) その契約者回線 (LTEシングルに係るものに限ります。) について、基本使用料の料金種別が LTEフラット for Tab、LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for DATA (m)、LTEフラット for Tab (L) 又は LTEフラット for DATA (m/L) でないとき。</p> <p>エ 契約者は、ソの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額 ((9)の規定により支払いを免除した LTE NET機能に係るオプション機能使用料 (本割引の適用を受けることを条件に免除したのものに限ります。)、及びケのただし書きに該当する場合は、WIN割引の適用により当社が割引いた額を含みます。) を支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p>
<p>(12) 特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (au スマートバリューライン)</p>	<p>料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (27)の規定について、ア、ウ並びにケの柱書及び(ア)の柱書、①及び②をそれぞれ下欄のア、イ並びにウの柱書及び(ア)の柱書、①及び②に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>ア 特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線 (イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。) について判定用サービス (当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。) の提供を受けている場合に、その LTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等 (この約款の規定により支払いを要することとされる au (LTE) 通信サービスの料金 (基本使用料 (LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK (ケータイ)、カケホ (CP)、LTEプラン (V)、オフィスケータイプラン (V) 又はオフィスケータイプラン (VK) のものを除きます。)、オプション機能使用料 (着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料 (au 国際通話及び国際 SMS 送信に係るものを除きます。)) 及びデータ通信料 (料金表第3 (データ通信料) 1 (適用) 第3 (データ通信料) 1 (適用) (6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。) に限ります。)、付随サービスに関する料金等 (料金安心サービスに関する料金及び au スマートサポート接続サービス利用料に限ります。)) 及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄に</p>

	<p>において同じとします。)について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">割引額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">税抜額 934 円</td></tr> </table> <p>(イ) その料金月の末日における基本使用料の料金種別がシニアプラン又はシニアプラン (V) である場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">割引額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">税抜額 743 円</td></tr> </table> <p>イ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) のものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>① 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) を選択することによるものを除きます。)があったとき。</p> <p>② ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) 以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。</p>	割引額	税抜額 934 円	割引額	税抜額 743 円
割引額					
税抜額 934 円					
割引額					
税抜額 743 円					
<p>(13) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（スマートフォン for</p>	<p>料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(28)の規定について、アの(エ)の①を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>ア 基本使用料（料金種別がLTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）</p>				



B u s i n e s s)										
(14) 複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（スマートフォン割）		<p>料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)の規定について、ア並びにエの柱書、(ア)及び(ウ)をそれぞれ下欄のア及びイの柱書、(ア)及び(ウ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>ア 複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、LTEシングル（次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るLTE契約又はau契約を締結している場合に、そのLTEシングル（次表に定める基本使用料）について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="464 819 1461 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 819 1131 904">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="1131 819 1461 904">割引額 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 904 1131 947">LTEダブル定額 for Tab</td> <td data-bbox="1131 904 1461 947">1,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 947 1131 990">LTEフラット for Tab ds</td> <td data-bbox="1131 947 1461 990">2,850 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 990 1131 1032">LTEフラット for Tab ds (L)</td> <td data-bbox="1131 990 1461 1032">2,850 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本減額適用に係る判定用回線とは、以下の各号（減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットプラン ds、LTEフラット for DATA (m) ds、タブレットプラン ds (L)、LTEフラット for Tab ds 又は LTEフラット for Tab ds (L) である場合は、以下の(ア)又は(ウ)に限ります。）に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>(ア) LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）</p> <p>(ウ) 特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）</p>	基本使用料の料金種別	割引額 税抜額	LTEダブル定額 for Tab	1,000 円	LTEフラット for Tab ds	2,850 円	LTEフラット for Tab ds (L)	2,850 円
	基本使用料の料金種別	割引額 税抜額								
LTEダブル定額 for Tab	1,000 円									
LTEフラット for Tab ds	2,850 円									
LTEフラット for Tab ds (L)	2,850 円									
(15) 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成		<p>料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(32)の規定について、ウを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>ア 本取扱いに係る判定用回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>(ア) LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン (V) 若しくはシニアプラン (V) のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i））の適用を受けているものに限ります。）</p>								

	定	<p>V - ii) を除きます。)の適用を受けているものに限ります。)</p> <p>(イ) 特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線(同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン(V)若しくはシニアプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V - i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V - ii)を除きます。)の適用を受けているものに限ります。)</p>
--	---	--

## 2 料金額

### 2-1-1 LTEデュアルに係るもの

#### (1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	4,200 円
		シニアプラン	4,980 円
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	シニアプラン (V)	4,980 円

#### (2) 第2種定期LTE契約に係るもの

##### ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	2,700 円
		シニアプラン	3,980 円
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	シニアプラン (V)	3,980 円

##### イ タイプIIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	3,000 円

### 2-1-2 LTEシングルに係るもの

#### (1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEシングル	カテゴリーI	LTEダブル定額 for Tabs	2,500 円
		LTEフラット for Tabs	6,700 円
第3種LTEシングル	カテゴリーI	LTEフラット for Tabs (L)	6,700 円

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEシングル	カテゴリーI	LTEダブル定額 for Tabs	1,500 円
		LTEフラット for Tabs	5,700 円
第3種LTEシングル	カテゴリーI	LTEフラット for Tabs (L)	5,700 円

## 第2 通話料

### 1 適用

通話料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第94条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）並びに料金表第1表第2（通話料）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用				
(1) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	<p>料金表第1表第2（通話料）1（適用）（6）の規定について、ア並びにイの柱書及び(ウ)をそれぞれ下欄のア並びにイの柱書及び(ウ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>			
	<p>読み替える規定</p> <p>ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線（特定事業者が提供するau（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービス又は当社のKDDIIoTコネクタir通信サービス契約約款に定めるKDDIIoTコネクタir通信サービス（以下「コネクタir通信サービス」といいます。）のものに限ります。）へのSMS送信</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別		LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン
基本使用料の料金種別				
LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン				
(2) LTEプラン等の契約者回線に係る通話料の適用	<p>料金表第1表第2（通話料）1（適用）（10）の規定について、同項の表を下欄の表に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>			
	<p>読み替える規定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン</td> <td>午前1時から午後9時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン
基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯			
LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間			
(3) カケホ	<p>料金表第1表第2（通話料）1（適用）（10）の2の規定について、アを</p>			

等の契約者回線に係る通話料の適用	下欄のＡに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	<p>読み替える規定</p> <p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（料金表第1表第2（通話料）1（適用）（17）の適用を受けた通話（同欄のＡの（イ）に定めるものに限り、同（21）の適用を受けた通話（同欄のＡの表の（ウ）及び（エ）に定めるものに限り、同（27）若しくは（28）のＡの（ア）の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このＡにおいて同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下このＡにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="464 817 1465 945"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> <tr> <td>カケホ（CP）</td> <td>その契約者回線からの通話に関する料金</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	カケホ（CP）
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金			
カケホ（CP）	その契約者回線からの通話に関する料金			
（４） 特定電話番号への通話料の月極割引の適用（指定割引）	料金表第1表第2（通話料）1（適用）（19）の規定について、キの柱書及び（カ）をそれぞれ下欄のＡの柱書及び（カ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	<p>読み替える規定</p> <p>ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>（カ） 次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="464 1279 1465 1572"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、オフィスケータイプラン（V）、シンプル（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、オフィスケータイプラン（VK）</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、オフィスケータイプラン（V）、シンプル（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、オフィスケータイプラン（VK）	
基本使用料の料金種別				
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、オフィスケータイプラン（V）、シンプル（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、オフィスケータイプラン（VK）				
（５） 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）	料金表第1表第2（通話料）1（適用）（20）の規定について、キの柱書及び（カ）をそれぞれ下欄のＡの柱書及び（カ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	<p>読み替える規定</p> <p>ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>（カ） 次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="464 1906 1465 2033"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ	
基本使用料の料金種別				
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、シンプル、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、カケホ				

		(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、オフィスケータイプラン(V)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、オフィスケータイプラン(VK)				
(6) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用(コールワイド)	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(23)の規定について、イの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(イ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。					
	読み替える規定	<p>ア 本割引は、LTEデュアルの契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの</p>				
(7) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(ビジネス通話定額)	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(27)の規定について、アの(ア)並びにイの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄のア並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。					
	読み替える規定	<p>ア 定額料及び割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">定額料</th> <th style="width: 80%;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 300円</td> <td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引額	税抜額 300円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額
	定額料	割引額				
	税抜額 300円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額				
	<p>備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)における基本使用料の料金種別がカケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、カケホ(CP)、カケホ(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)又はオフィスケータイプラン(VK)である場合の定額料の額は、税抜額0円とし、LTEプランS、VKプランM又はVKプランSである場合の定額料の額は、税抜額900円とします。</p>					
	<p>イ 本定額適用は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケー</p>					

		タイプランのもの			
(8) 第2種 定期LTE 契約に 係る通話 料の割引 の適用 (法人通 話・パケ ット割)		料金表第1表第2(通話料)1(適用)(28)の規定について、アの(ア)の定額料及び割引額の表並びにイの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄のアの表並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読 み 替 え る 規 定	ア	1 契約ごとに月額		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 900円</td> <td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みません。)に係るものに限り、以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引額
定額料	割引額				
税抜額 900円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みません。)に係るものに限り、以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額				
	イ	本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線(第2種定期LTE契約に係るものに限り、)であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 (ア) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの			



## 2 料金額

### 2-1 LTEサービスに係るもの

#### 2-1-1 通常通話に係るもの

##### 2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

###### (1) 基本使用料の料金種別がシニアプラン又はシニアプラン（V）のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

###### (2) 基本使用料の料金種別がカケホ（CP）のもの

###### ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

###### イ ワイドスター通信サービス（第2種ワイドスターに限ります。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円

#### 2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額200円
通話料	2-1-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

#### 2-1-1-3 SMS機能に係るもの

料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-1-1-3（SMS機能に係るもの）のとおりとします。

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）料金表第1表第3（データ通信料）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用		
(1) 特定のデータ通信への定額制の適用（LTEフラット）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の規定について、イを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
	読み替える規定 ア 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">LTEプラン、カケホ（CP）、オフィスケータイプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別
基本使用料の料金種別		
LTEプラン、カケホ（CP）、オフィスケータイプラン		
(2) LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(4)の規定について、アの下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
	読み替える規定 ア 基本使用料の料金種別 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別
基本使用料の料金種別		
ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン		
(3) LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の規定について、アを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
	読み替える規定 ア 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。 ただし、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)に定めるデータ通信総量速度規制の廃止する申出があった場合、(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がmamorinoWatchプラン若しくはジュニアケータイプランの場合は、この限りではありません。 (ア) (イ)又は(ウ)以外のもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> </table>	総量速度規制データ量
総量速度規制データ量		
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）		

		<p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tabs又はLTEフラット for Tabs (L) のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td>2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)</td> </tr> </table> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別がシニアプラン又はシニアプラン (V) のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td>751,619,277 バイト (0.7ギガバイト)</td> </tr> </table>	総量速度規制データ量	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)	総量速度規制データ量	751,619,277 バイト (0.7ギガバイト)
総量速度規制データ量						
2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)						
総量速度規制データ量						
751,619,277 バイト (0.7ギガバイト)						
(4) データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い (エクストラオプション)	読み替える規定	<p>料金表第1表第3 (データ通信料) 1 (適用) (6)の規定について、ウの柱書及び(イ)並びにカの柱書及び(カ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(イ)並びにイの柱書及び(カ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア データ通信総量速度規制の廃止 (以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、それぞれ次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、料金表第1表第3 (データ通信料) 1 (適用) (6)の3の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEフラット for DATA、LTEダブル定額 for Tab又はWiMAX2+フラットプランのもの。</p> <p>イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(カ) ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、シニアプラン (V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランds、タブレットプランds (L) 若しくはQuastationプランdsへの基本使用料の変更又は選択があったとき。</p>				
(5) 総量速度規制データ量の繰越適用 (データくりこし)	読み替える規定	<p>料金表第1表第3 (データ通信料) 1 (適用) (6)の2の規定について、イの(イ)及びオをそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングルの契約者回線については、読み替え前の料金表第1表第3 (データ通信料) 1 (適用) (6)の2のイの(イ)の表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアルの契約者回線であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td>LTEフラット for TAB、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tabs、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for Tabs (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	LTEフラット for TAB、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tabs、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for Tabs (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds		
基本使用料の料金種別						
LTEフラット for TAB、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tabs、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for Tabs (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds						

	<p>イ その契約者回線について、別表1（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に 524,288,000 バイト（500 メガバイト）を合算します。</p> <p>ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="464 405 1461 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 405 1461 450">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 450 1461 779">           LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）         </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）
基本使用料の料金種別			
LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）			
<p>(6) データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い（データチャージオプション）</p>	<p>料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)の3の規定について、ウの(ア)を下欄の(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>ア 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの</p> <table border="1" data-bbox="464 1032 1461 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1032 1461 1077">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1077 1461 1406">           ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）、Quastationプランds         </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）、Quastationプランds
基本使用料の料金種別			
ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforTabds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）、Quastationプランds			
<p>(7) LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(7)の規定について、下欄に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>読み替える規定</p> <p>LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのものに限ります。）又はLTEシングル of 契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEダブル定額forTabのものを除きます。）の契約者は、料金表第1表第3（データ通信料）2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p>		

<p>(8) LTEシングルに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用</p>	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="408 405 1458 533"> <tr> <th data-bbox="408 405 935 450">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="940 405 1458 450">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="408 456 935 501">LTEダブル定額 for Tab</td> <td data-bbox="940 456 1458 501">税抜額</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="940 508 1458 533">0円から 200円までの部分</td> </tr> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	LTEダブル定額 for Tab	税抜額		0円から 200円までの部分		
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額								
LTEダブル定額 for Tab	税抜額								
	0円から 200円までの部分								
<p>(9) LTEダブル定額 for Tabの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>ア LTEシングル（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="408 1279 1458 1406"> <tr> <th data-bbox="408 1279 935 1323">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="940 1279 1458 1323">上限定額料</th> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1330 935 1375"></td> <td data-bbox="940 1330 1458 1375">税抜額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1382 935 1426">LTEダブル定額 for Tab</td> <td data-bbox="940 1382 1458 1426">4,743円</td> </tr> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてLTEダブル定額 for Tabの適用を開始した日からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) LTEダブル定額 for Tab以外への料金種別の変更又は選択があったとき。</p> <p>オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="408 1989 1458 2024"> <tr> <th data-bbox="408 1989 935 2024">区分</th> <th data-bbox="940 1989 1458 2024">本取扱いの適用</th> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	上限定額料		税抜額	LTEダブル定額 for Tab	4,743円	区分	本取扱いの適用
基本使用料の料金種別	上限定額料								
	税抜額								
LTEダブル定額 for Tab	4,743円								
区分	本取扱いの適用								

	1	L T Eサービスの利用の一時休止又はL T E契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。					
	2	L T EデュアルへのL T Eサービスの種類の変更又はL T Eダブル定額 f o r T a b以外への料金種別の変更若しくは選択があったとき。	そのL T Eサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日若しくは選択日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。					
	<p>カ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りをを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）							
(10) 総量速度規制データ量の増減適用に係る取扱い（データギフト）	読み替える規定	<p>料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(13)の規定について、イの柱書、(ア)及び(ウ)をそれぞれ下欄のアの柱書、(ア)及び(ウ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(13)のアの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。</p> <p>(ア) L T Eデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けていないとき（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）又はシニアプラン（V）であるときを除きます。）。</p> <p>(ウ) L T Eシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T Eフラット f o r D A T A、L T Eダブル定額 f o r T a b 又はW i M A X 2 +フラットプラン</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	L T Eフラット f o r D A T A、L T Eダブル定額 f o r T a b 又はW i M A X 2 +フラットプラン				
基本使用料の料金種別								
L T Eフラット f o r D A T A、L T Eダブル定額 f o r T a b 又はW i M A X 2 +フラットプラン								
(11) 長期利用を条件とするデータ量の増量適用（長期優	読み替	<p>料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(15)の規定について、アの(ア)の②及び(イ)の②をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p> <p>ア 基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）又はシニアプラン（V）であるもの。</p>						

待データ ギフト)	え る 規 定	イ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限ります。）を受けている場合又は次表の左欄に定める基本使用料のジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォン（V）若しくはシニアプラン（V）である場合								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 490 967 528">LTEサービスの利用月数</th> <th data-bbox="971 490 1481 528">加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 535 967 611">48 か月を超え 84 か月以内の場合</td> <td data-bbox="971 535 1481 611">536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 618 967 694">84 か月を超え 120 か月以内の場合</td> <td data-bbox="971 618 1481 694">805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 701 967 779">120 か月を超える場合</td> <td data-bbox="971 701 1481 779">1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)	120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)
		LTEサービスの利用月数	加算データ量							
		48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)							
84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)									
120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)									

## 2 料金額

### 2-1 LTEデュアルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円

### 2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分			基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	第1種LTEシングル	カテゴリー-I	LTEダブル定額 for Tab	税抜額 0.6 円
			LTEフラット for Tabs	税抜額 0.6 円
	第3種LTEシングル	カテゴリー-I	LTEフラット for Tabs (L)	税抜額 0.6 円



#### 第4 オプション機能

##### 1 適用

オプション機能の適用については、別表1（オプション機能）の規定によるほか、次のとおりとします。

オプション機能の適用		
(1) LTE NET機能	別表1（オプション機能）15欄に規定するLTE NET機能について、同欄の備考(6)の(エ)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同欄の規定のとおりとします。	
	<p>読み替える規定</p> <p>ア 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds又はLTEフラットforTabds</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別
基本使用料の料金種別		
ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds又はLTEフラットforTabds		